

令和6年度第2回徳島県農林水産関係事業適正化委員会

○会議概要

1 日 時 令和7年3月19日（水）午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県庁6階 601会議室

3 出席者

【委員】（50音順、敬称略）

内山 真弓 特定非営利活動法人 徳島県消費者協会 常務理事
小出 直史 株式会社キョーエイ すきとく市部 部長
内藤 真由子 ケーブルテレビ徳島株式会社 営業本部 営業戦略部 課長
橋本 直史 徳島大学 生物資源産業学部 講師
服部 武文 徳島大学 生物資源産業学部 学部長

【県】

松本 修一 農林水産部副部長
福良 憲市 農林水産政策課長
大和 明弘 みどり戦略推進課副課長

4 議 事

- （1）産地生産基盤パワーアップ事業
- （2）環境保全型農業直接支払交付金
- （3）消費・安全対策交付金

5 議事概要

（1）産地生産基盤パワーアップ事業

〔委員〕

「すだち」の生産量の減少等、厳しい状況の中、輸出向け出荷額の増加という産地の目標に勝算はあるのか。

〔県〕

本計画では、すだち産地の目標として青果及び加工品の輸出向け出荷額の増加を掲げている。増加分については、すだち精油の輸出額を見込んでいる。すだち精油は、年間生産量 1,050kg のうち 53kg を 1kg あたり 8 万円で輸出向けに出荷する計画としており、香料メーカーからは海外

においてもすだち香料の需要が見込まれるとの見解をいただいていることから、目標達成は可能と考えている。

〔委員〕

精油はどのような形で販売するのか具体的にご教示いただきたい。

〔県〕

抽出した精油のまま販売する。販売先である香料メーカーが、消費者ニーズに応じて製品化することとなっている。

〔委員〕

事業の概要について、「すだち」の搾汁残渣から出る精油の活用方法は。また、需要増の見込みはあるのか。国内外の販売実績を教えてください。

〔県〕

すだちの精油は、香料メーカーが製品化して販売する事となっており、最終的にどのような形で活用されるのか現時点では分かりかねるが、フレグランスやフレーバーの原料として活用されるのではと考えている。

また、需要については、香料メーカーから本施設の年間生産量 1,050kg の需要が見込まれるという見解をいただいている。なお、すだちの精油生産は新規の取組であるため、今のところ販売実績はない状況。

〔委員〕

成果目標として輸出向け出荷“額”の増加を掲げているが、出荷“量”の現状と目標は。

〔県〕

産地における輸出向け出荷量の現状値は、すだち果汁の輸出実績として約 7.2 t、目標値は、すだち果汁約 7.2 t、すだち精油 53kg を見込んでいる。

〔委員〕

施設の平面図について、建屋の冷凍庫の使用用途は搾汁残渣の保管か、それとも精油の保管か。また、搾汁残渣の場合、保管期限はあるのか。

〔県〕

冷凍庫は搾汁残渣と精油の保管のために使用する。また、搾汁残渣は最大で一年間保管する計画である。

〔委員〕

「すだち」の搾汁残渣から精油を抽出して販売することについて、需要は見込まれているのか（マーケット・インなのか）、あるいは、これから売り込みをかける（プロダクト・アウト）のか。「良いもの」＝「売れるもの」ではないという観点で質問させていただく。

〔県〕

精油の販売計画は、事前に香料メーカーにヒアリングを行い、需要を見込んだ上で作成している。

〔委員〕

輸出額の目標（424万円）は実現可能なものなのか。

〔県〕

香料メーカーからは、フランスや台湾等の海外において、すだち香料の需要も見込まれるという見解をいただいております、目標達成は可能と考えています。

〔委員〕

農家への収益還元は見込まれるのか。通常、加工原料向けの出荷は、青果として出荷するより農家の手取りは少なくなる。具体的な数値を示すことは困難かもしれないが、どのようなビジョンがあるかを教えていただきたい。

〔県〕

本計画では、各JAの搾汁施設で不要となった搾汁残渣の皮を、全農とくしまが精油原料として買い取るにより、産地にも収益が還元される仕組みとなっている。

〔委員〕

成果目標に対し、現状どのくらいの実績となっているのか。

〔県〕

すだちの精油生産は新規の取組となるため実績はまだないが、事業の性質上、産地としてすだちの輸出拡大に取り組むこととしている。なお、令和5年のすだち果汁の輸出向け出荷額は529万8千円である。

〔委員〕

搾汁残渣の保管は一年とのことであるが、過去にすだちの残渣が問題になったことを記憶している。精油を抽出した後はどのように処理するのか。

〔県〕

今のところ、廃棄すると聞いている。今後、有効活用についても検討すると聞いている。

〔委員〕

廃棄というのは、燃やしたり埋めたりするということか。

〔県〕

産業廃棄物として処理する。

〔委員〕

精油抽出機の稼働日数は年間何日ほどあるのか。

〔県〕

月 21 日程度精油を抽出する。

〔委員〕

1 回の稼働で抽出できる量が限られているということか。

〔県〕

そのとおり。

〔委員〕

すだちは周年で手に入るのか。

〔県〕

1 年間で搾汁残渣 300 t を処理する計画となっている。

〔委員〕

それだけのすだちはあるのか。

〔県〕

年間 300 t の搾汁残渣が、JA の搾汁施設で発生している。

〔委員〕

すだちは別の場所で保管しているのか。

〔県〕

すだちは各 JA の搾汁施設で搾汁するので、保管場所は各 JA である。搾汁残渣を処理加工施設に運び、処理する。

〔委員〕

すだちは、年間どれくらいの取引があるのか。

〔県〕

生産量は年間 4,057 t で、出荷量が多いのは夏場。金額ベースだと、量が多いため夏場が金額も多い。単価は、ハウスすだちにおいて、高い時には 1 kg あたり 3,000 円ほどで取り引きされている。

〔委員〕

国外の取引先としてはどこを予定されているのか。

〔県〕

フランス、台湾、中国、ベトナムの 4 か国を予定している。

〔委員〕

輸出する場合は衛生管理が必要となるのか。

〔県〕

HACCP や ISO の認証取得に取り組む予定。

〔委員〕

搾汁残渣を 1 年間保管するとのことであるが、保管中に香りや成分が変化していく可能性があると思っている。香料メーカーとの契約の中で、香りや成分等の品質について縛りはあるか。

〔県〕

これからの取組なので、契約には至っておらず、契約の中で品質の基準を定めるかどうかまでは聞いていない。保管による品質の劣化については、試験をした結果、問題なかったと聞いている。

〔委員〕

施設はすだち専用なのか。

〔県〕

そのとおり。すだち以外の品目を使用すると、目的外利用となってしまう。

（２）環境保全型農業直接支払交付金

〔委員〕

交付額上位市町村である阿南市、小松島市以外の自治体での取組が進まない原因は。交付額上

位の市町村は交付単価の高い有機農業の実施面積が多いとのことなので、有機農業を他自治体でも拡大してはどうか。

〔県〕

小松島市及び阿南市は水稻作が盛んな地域であり、有機農業を実践しやすい水稻を中心に取組が広がっていると認識している。有機農業の展開にあたっては、化学肥料や化学農薬を使用できないことによる収量や品質の低下、労働時間の増加等のリスクがあるため、取組が進んでいない市町村があると考えている。県としては、市町村や関係機関と連携し、品目や産地に適した栽培体系や経営モデルの検討を進めて参る。

〔委員〕

有機農業を拡大できない理由として、「人手が足りない」「手間がかかる」「コストがかかる」ということがある。「人手が足りない」について、農業の求人として働き手を募集するアプリの説明会などを増やしたり、農業バイトの広い告知をすすめてはどうか。「手間がかかる」について、害虫対策や雑草除去などの手間などを多面的機能支払交付金活用の告知拡大をしてはどうか。

〔県〕

人手不足の課題に関しては、新たな働き手確保の方法として、バイトアプリの活用・推進を図っている。生産者向けの研修会や県内農業者の活用事例発表会などを開催し、活用が広がっているところ。有機農業においても活用が図られるように関係者と連携し取り組みたい。

手間がかかるという課題について、本交付金は、有機農業等の取組を行う際の掛かり増し経費を支援するものであり、病虫害対策や雑草除去などの経費も含まれると認識している。また、多面的機能支払交付金は、農地の草刈り等の多面的機能を支える共同活動に対して支援するものとなっている。両交付金を活用した活動も可能なことから、効果的な活動が図られるよう関係機関と連携して情報発信に努めて参りたい。

〔委員〕

令和2年前後の伸長以降、実施件数・交付額の伸びは鈍化しているように見受けられる。徳島県における当事業の現場への周知・啓発の体制と、その際に出る受益者（農家）側の推進に際しての課題・意見があれば教えていただきたい。

〔県〕

交付金の周知、啓発活動についてですが、市町村やJA、県農業支援センター等と連携し、現場への周知に努めている。また、農家側の意見として、事務作業の煩雑さを聞いていることから、関係機関と連携して必要に応じた支援を行っている。

〔委員〕

P4（1）環境保全型農業に関する基本的な考え方のうち、農業による環境負荷の低減を図るた

めの具体策として「環境保全型農業の実践と認証取得の拡大」とあるが、認証取得とは具体的には何か。

〔県〕

有機農産物や有機加工食品等の表示に必要となる有機 JAS 認証の取得拡大を推進している。有機 JAS 認証の取得を目指す農家に対して相談窓口の設置や研修を実施しているほか、有機農業指導員の育成など指導体制の拡大にも取り組んでいる。

〔委員〕

農家側からみれば、環境保全型農業と有機農業との間には技術面・意識面で相当の隔たりがあると思われるが、徳島県としては有機農業をどのように進めていく意向か。

〔県〕

有機農業の推進方針については、交付金で取り組まれている有機農業以外の取組と、有機農業の取組とでは技術面において一定の差があるものと認識している。県としては、これまで有機農業に繋がる化学肥料や化学農薬の使用量を 2 割以上低減するエコファーマー、5 割以上削減する特別栽培をはじめとするエシカル農業を支援してきた。具体的には、土づくりや土壌分析の実施、防虫ネットを活用した総合的病虫害雑草管理の導入などの技術的サポートを実施している。今後こういった取組を支援するとともに、有機農業に対する指導体制の強化や、国事業を活用した先進的な取組の創出により、有機農業の取組拡大を推進して参りたい。

〔委員〕

化学肥料、化学合成農薬を減らすことによって、作物の成長に影響はあるのか。

〔県〕

令和 6 年 8 月に国が取りまとめた環境保全型農業直接支払交付金最終評価報告書によると、交付金における有機農業の取組では、慣行栽培時に比べて反収は 9 割、販売価格は 1.6 倍であることから、収入自体は約 1.4 倍となっていると報告を受けている。カバークロップや堆肥の取組においては、慣行栽培と同様の反収。県としては、化学肥料や化学農薬の使用量を低減する栽培技術の実証や栽培マニュアルの作成などを支援しており、今後とも、高い生産性を両立する持続的生産体制への転換を図って参りたい。

〔委員〕

有機 JAS の登録費用を補助していることと、温暖化による害虫被害の増加の問題について、県が進める戦略と逆行していると思うが、対策を講じているのか。

〔県〕

有機 JAS の登録費用について、県独自で補助する制度はない。審査を受ける際、1 件当たり 3

万円や 9 万円の補助を受けられる国の支援がある。そういった支援をご案内、ご説明して活用していただいている。今年度も活用して 2 件ほど取得予定。また、大前提として農家さんの生産量増大、経営発展を一番に考えて指導させていただいている。気候変動に対応した新技術の開発や普及を試験研究機関と連携しながら進めて参りたい。

〔委員〕

慣行栽培の野菜がある中で、有機野菜は販売しにくく、通信販売やネット販売など限られた販売になると思っている。できるだけ価格差がないような補助金制度ができると、どんどん広がっていくのではないかな。

〔県〕

販売方法としてはネット販売が多いと認識している。スーパーでは、価格差があると消費者の方も買いづらいようであり、そういった消費面の対策も必要と考えている。

〔委員〕

2007 年頃、有機農業推進法の頃に支援を受けた農家さんが交付金を使い続けて、新規の方がなかなか有機農業に取り組めないのかなというふうに受け取っている。新規で取り組む方より、長年取り組んでいる方が面積を広げているのが実態かな。

〔県〕

団体で申請する交付金であるので、団体に新しい農業者が入ることはあると思っている。年に 1 団体程度増えており、高齢で辞める方もいるが、それを吸収して広がっている状況。

〔委員〕

化学肥料や化学農薬を減らすことにより生産量が 9 割ほどになったという理解でよいかな。

〔県〕

有機農業に関しては、そのとおり。

〔委員〕

化学肥料や農薬を使わない場合、形や大きさにバラエティーが出るのではと思っている。大きすぎるものや形の悪いものは出荷できないことがあるかもしれないが、味・安全性に問題がないのであれば、そういうものも出荷できる体制を考えていただければ、価格を高くしなくてもよいのではと推測するが、いかがかな。

〔県〕

流通、消費の対策にも取り組んでいる。海陽町では昨年度オーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業の拡大に取り組んでいただいている。事業を活用いただき、加工品の試作や試し売りも

やっただいていいる。事業の活用例や取組例を横展開し、各市町村にも周知していただきながら、取組が広がるように推進していけたらと思っている。

〔委員〕

すきとく市では、傷んでいなければ規格外でも販売可能なので、どんどん進めていただけたらと思っている。

〔県〕

事業者と情報交換しながら進めていければと思っている。よろしくをお願いしたい。

〔委員〕

J Aも経営が大変で、生産部会を集約している中で、減農薬の部会を作るのは難しいのか。あまり積極的でないように思うがどうか。

〔県〕

JA 東とくしまでは、水稻部会の中に特別栽培米生産者部会を設けている。化学肥料や化学農薬の 50%以上低減に取り組んでいる方や、有機農業をしている方も入られており、部会員が 100 名ほど。先日説明に行き、交付金の活用を検討いただいているところ。今までなかったところにこうした部会を新しく作るのは難しい部分があると思うが、事例として紹介させていただいている。

(3) 消費・安全対策交付金

〔委員〕

農薬販売者に対する「農薬取締法」に基づく検査の結果、違反数は 1 件となっている。「立入検査は 3 月にも実施予定のため、検査数は増加する見込み」となっているが、立入検査はどれくらいの頻度で行うのか。また、基準値はあるのか。

〔県〕

県内で不適切に農薬の販売をされないよう、農薬取締法に基づき、毎年知事が認めた県職員が農薬販売店に立入検査をしている。検査基準としては、月に 10 件程度検査するように計画しており、今年度は 100 件を目標にしている。

〔委員〕

リーフレタスの農薬残留濃度は分析中とのことだが、交付金を受け取るにあたって分析中でも問題ないのか。また、農作物は「すだち」と「リーフレタス」の 2 種類であるが、なぜこの 2 種類なのか。本県特産物であれば「かんしょ」などもある。

〔県〕

リーフレタスは残留濃度の結果が出たところ。すだちとリーフレタスの 2 種類を分析している理由について、すだちやリーフレタス以外にも、特産物はかんしょやブロッコリーなどたくさんあるが、栽培方法が基本的には全国共通であり、国が定める登録基準どおりに施用すれば残留濃度が超過する恐れはないため、分析は行っていない。ハウスすだち、厳寒期どりのリーフレタス、春ニンジン、ハウスやトンネルを活用する本県独特の栽培方法をとっており、この栽培方法に合わせた農薬登録がなされていない。そのため、これら 3 作物について、残留分析を実施している。今年度はすだちとリーフレタスの分析を行ったところ。春ニンジンについては、JA からの要望が今年度はなかったため、分析を実施していない。

〔委員〕

近年の異常気象・温暖化傾向の常態化を受けて、生産現場では“イレギュラー”な対応にも迫られ、本文の記述のとおり、新たな対策が講じられつつあることは肯定的に評価できる。しかし、知識を現場へ普及・指導する側の体制は充分かという疑問がある。全国に比べ、徳島県においては普及指導員や JA の営農指導員が充実していないようにも見受けられ、指導者の状況及び今後の確保・養成についてどのようなビジョンがあるかを教えていただきたい。

〔県〕

地域の実情に応じた病虫害の防除技術を農業者に広く普及していくためには、防除指導者の計画的な育成や防除に関する技術を有する人材の活用が必要だと考えている。県では、病虫害の防除技術に関して、経験の浅い普及指導員だけでなく、JA の営農指導員も一堂に集め、県の研究員が講師となって技術指導を行っている。消費安全交付金を活用し、県農業支援センターに最低 1 名は総合防除技術を指導できる普及指導員を育成するため、全国規模の研修会への参加を支援し、科学的知見や施策情報の習得をしてもらっている。毎年、普及指導員、JA 営農指導員に加え各地域のリーダー的存在である農薬適正使用アドバイザー等を対象とした総合防除技術実践研修会を開催し、消費安全交付金で得られた成果や全国優良事例の紹介を周知するなど、指導者としての資質向上を図っている。今後とも計画的に技術を普及できる人材育成を図って参りたい。

〔委員〕

環境保全型農業直接支払交付金では、化学合成農薬の低減を掲げているが、本消費・安全対策交付金と環境保全型農業直接支払交付金が、政策の中で反ばくすることはないのか。あるいは、この 2 つの事業を進めている担当者が異なる場合、互いによく相談しながら事業を進めているのか。

〔県〕

消費・安全交付金は、病虫害の薬剤抵抗性の発達や気候変動等の影響による病虫害の発生パターンの変化、農薬取締法の改定に伴う農薬登録の見直し等により、使用可能な農薬の減少、農薬登録の少ない地域特産物・マイナー作物における病虫害の被害の発生などにより、防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立を目指している。特にマイナー作物は登録農薬

が少ないため、農薬による病虫害防除ができず、周囲の農作物にも病虫害を増加させてしまった事例も発生しているため、農薬の登録拡大に向けた試験を実施している。化学合成農薬の低減を進めることも重要で、消費・安全対策交付金におきまして、防除効果の低い農薬の無駄な散布を減らすため、生産量の多いメジャー作物に発生する病虫害の薬剤感受性を調査しているところ。農薬だけに頼らない防除体系の確立に向けた取組の支援として、LED を使った防除体系の開発も行っている。今後も消費・安全対策交付金や環境保全型農業直接支払交付金を活用しながら、散布農薬だけに頼らない総合防除の体系を確立して参りたい。

〔委員〕

国の指針に従うと残留濃度が適切ではないという話があったと思うが、これまでにそういう事例はあったのか。

〔県〕

ハウス栽培は雨が当たらないので農薬が残りやすく、すだちは本県独特なので、農薬の登録がない。柑橘類登録の農薬しか使えず、それを実の小さいすだちに使うと超過してしまうこともある。超過しないように、県では国より厳しい基準を設けている。

〔委員〕

安全性の面でも、そういう考えは正しいと思っている。一方で、生産者が出荷量や生産量を下げるなど、難しい状況になってしまうことはないのか。

〔県〕

農薬は多数種類があり、国の基準どおり使用して超過しない薬も多数ある。現場から、新薬が出たので事前に調べてほしいという要望もあり、分析を行っている。有機農業などでは、農薬を散布できなくなると収量が減るかもしれないが、残留オーバーで全て回収することとなり全く出荷できなくなることはよいという話も聞いている。

〔委員〕

農薬は怖いというイメージがあったが、今はメーカーも頑張って安全性を確保してきたようだ。農薬の基準の厳格化は進んでいると見てよいのか。

〔県〕

ものによると思います。法律が改正され、登録農薬の安全性に関する最新のデータをメーカーが再提出し、使用基準の見直しを図っている。令和 7 年度、8 年度くらいから新たな基準が出てくると思っている。より厳しくなっていく可能性もある。農水省のホームページにも再検査中の農薬が公表されているので、参考にしていきたい。

〔委員〕

減農薬は世界的な流れなのか。

〔県〕

みどりの食料システム戦略において、世界的に農薬を減らす傾向もあり、再評価という動向となっている。ミツバチや周りの生物への影響の再評価も行っている。EUには農薬を使わないイメージがあると思うが、ヨーロッパと日本とでは気候が違い、日本は気温が高く雨が多いので農薬は必要であり、農水省も単に農薬を減らすのではなく、リスクの高い農薬からリスクの低い農薬へ切り替えましょうという情勢。

〔委員〕

リスクが低いということは、安全だということに近づくということか。

〔県〕

お米等のでんぷんや菜種油などの油を原料とした殺虫剤など、リスクの少ないものに切り替わっている。県としても推進しているところ。

〔委員〕

指導員に指導してほしいとき、お願いしたら対応してもらえるのか。

〔県〕

県の農業支援センターに相談いただければ対応できる。JAや任意団体も講習を受けてくださっている。

〔委員〕

マイナー作物が増えてきているので、勉強会ができればよい。

〔県〕

農業支援センターや石井の研究所等に相談いただければ手配可能。